

取引規程 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	取引ガイド (案)	499スライド 524スライド	意見	前回は同様の意見をさせて頂いたが、通知日の翌日から起算して5日以内の記載内容の同意、6日以内の請求書送付は時間的に難しい。	前回の回答が、「同月末日の支払期日までに請求された金額をお支払いする為、通知日の翌日から起算して6日以内に請求書を送付いただくこととしております。」とされているので、送配電事業者は翌々月20日までに記載内容の同意、21日までに請求書送付ができれば支払期日までに請求された金額を支払うことは可能であることが分かる。そのため、送配電事業者による精算通知が早い場合だけでも確認の時間を取ることが可能であると考えられる。そこで、翌々月20日までに記載内容の同意、21日までに請求書の送付に修正いただけないか。		同月末日の支払期日までに請求された金額をお支払いする為、通知日の翌日から起算して6日以内に請求書を送付いただくこととしております。取引会員さまの請求書送付が間に合わないことが判明した場合は、都度属地エリアの一般送配電事業者へご相談ください。
2	取引ガイド (案)	480スライド 488スライド 497スライド	確認	余力活用契約の締結に関わらず、電源に対して出力抑制が行われ、下げ調整指令を受けた場合、上げ調整であるΔkWの要件を越えた指令としてアセスメントⅡの対象外となりますが、この場合は「調整電源」・「調整負荷」の扱いとなるのは2024年度以降は余力活用契約を締結しているケースのみで、余力活用契約が未締結の場合は非調整電源として発電インバランスでの精算になる認識でよろしいでしょうか。			アセスメントⅡの適合・不適合に関わらずΔkWの約定時間帯については取引規程第43条（調整電力量の算定）3項（1）から（4）に該当しない場合は、属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における調整電源または調整負荷として扱い、調整電力量の算定対象といたします。 なお、需給調整市場のΔkW指令以外の事由で出力抑制が行われ、上げ調整力を供出できなくなった場合は、取引規程第43条（調整電力量の算定）3項（3）に該当し、調整電源または調整負荷として扱わないことがございます。
3	取引ガイド (案)	3スライド 11スライド他	確認	リソース種別として「蓄電池」というものが存在すると伺ったが、ガイド上の種別に存在していない。存在するのかわからないか明確にして欲しい。		系統用蓄電池(単独蓄電池)はネガポジ型となるのかどうかを明確化しておきたい。	揚水/蓄電池については、取引規程第61条（細目的事項）1項（1）に定めるとおり、需給調整市場の参入にあたり属地エリアの一般送配電事業者と協議のうえ参入方法を取り決めさせていただいております。 なお、契約受電電力が1,000kW以上の蓄電池については原則、電源等種別を「蓄電池」として需給調整市場システムに登録いただいております。 詳細は属地エリアの一般送配電事業者にご確認いただけますようお願いいたします。
4	取引ガイド (案)	78スライド	意見	各リスト・パターンごとに実施するのではなく、これの構成要素であるBGごとに実施することとしていただきたい。	インバランスと調整力をkWh仕分けすることを考えると、これはBG単位で仕分けせざるを得ないため、リスト・パターンはBGの組み合わせになるものと理解している。 BGに地点が追加された場合に、リスト・パターンごとの性能確認となると、1つのBGが複数のリスト・パターンに所属している場合に複数の試験をする必要が出てくる可能性がある。これを防止するため、BGごとにΔkW性能があり、これを確認すれば、一送さま・アグリゲータ双方の業務負荷が幾分か削減されることが予想される。		各リスト・パターンの性能確認では、パターン毎の性能確認の他にリソース毎の性能確認についても可能となっております。リソース単位での性能確認に合格している場合、各リスト・パターンごとの試験を省略することができます。 ご提案いただいているケースにおいてもリソース単位での性能確認を実施いただくことで、効率的な性能確認を実施することができます。

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
5	取引ガイド (案)	86スライド	意見	三次調整力②の性能確認の監視間隔を30分にしてください。	リクワイアメント(実アセスメント)と事前審査アセスメントは同一条件であるべきだと考える。 三次調整力②のアセスメント間隔は30分周期であるため、事前審査をクリアするために30分未満の監視間隔をチェックするための別計量器設置が単純なコスト増となり、結果として提供調整力の価格が上昇してしまう可能性すらあり、一送さま・アグリゲータそれぞれデメリットとなる可能性が高いものと思料。		第25回需給調整市場検討小委員会 資料2において三次調整力②の市場ルール見直しの方向性について検討されております。三次調整力②の事前審査を30分出力平均で確認とした場合、30分コマ内で指令値からズレた出力調整を行い三次調整力②以外の調整力が不足する可能性があり、要件緩和は望ましくないと整理されておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
6	取引ガイド (案)	205スライド	意見	一次調整力の性能確認の応動時間について、スカウティング枠の場合は30秒以内が適切ではないか。	リクワイアメント(実アセスメント)と事前審査アセスメントは同一条件であるべきだと考える。 この条件で事前審査をするのであれば、スカウティング枠とは別の系統異常時にもリクワイアメントがあるオフライン枠を設定いただきたい。		第42回需給調整市場検討小委員会の資料3のとおり、応動時間を30秒以内としたスカウティング枠については2025年4月から導入予定です。性能確認に必要な要件変更については2024年4月目途に取引規程を改定予定でございます。
7	取引ガイド (案)	219-220スライド 224-225スライド	確認	一次調整力について、複数の地点・リソースを用いてリスト・パターンにより参加する場合、代表地点での周波数によるものではなく、複数の各地点の自端制御となるのか、確認しておきたい。		要件の明確化	一次調整力は自端周波数を計測し、調定率に基づき自端制御する商品となります。 ご認識のとおり、複数の地点・リソースを用いて各リスト・パターンにより一次調整力に参入する場合は、複数の各地点の自端制御をしていただきます。 なお、一次調整力のアセスメントⅡは、一般送配電事業者が各エリア中給において計測した周波数をもとに実施いたします。 詳細は、第24回需給調整市場検討小委員会の資料2をご確認ください。
8	取引ガイド (案)	261-262スライド	確認	リスト・パターン間でリソース(地点)を重複して登録できない、という例が理解できず、詳細を解説いただきたい。	次世代の分散型電力システムに関する検討会において、リスト・パターンの説明資料では、複数のリストパターンに同一地点がまたがって登録できる(第8回資料3のP8等)ものと認識しており、ここを明確化したい		取引規程第19条(各リスト・パターンの登録)5項に記載のとおり、異なる系統コードに属する各リスト・パターン間でリソースを重複して登録することは、同一時間帯で双方約定した場合に、そのリソースの応動が二重計上され、期待した応動が得られない可能性がある為、認められておりません。 第8回次世代の分散型電力システムに関する検討会 資料3に記載されている内容は、同一の系統コードに属する異なるパターン番号における各リスト・パターンでのリソース構成を示しており、その場合は同一のリソースを用いてそれぞれのリスト・パターンに登録することは可能です。
9	取引ガイド (案)	360-362スライド	意見	変更申請から3ヶ月は長い為、出来る限り短期間で変更できるようにしてほしい。			今後VPP事業の発展により、多くの事業者の参入も想定される為、多数の事前審査の申し込みが重複した場合には、短期間での対応が難しくなる虞があります。 その為、変更申請の期間を3ヶ月に1回とさせていただいておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 なお、事前審査の所要期間については原則として、変更申請から3ヶ月以内で審査完了するようにしておりますが、可能な限り短縮できるよう対応しております。

No	意見提出 対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
10	取引ガイド (案)	251-257スライド	意見	一次調整力のオフライン枠について、必要量（募集量）・約定処理・約定結果はどのように確認できるか。 例にご反映いただきたい。			オフライン枠の募集量に関しては、需給調整市場システムおよび送配電網協議会HPにてご確認いただけるよう対応予定です。 一次調整力のオフライン枠の約定処理に関しては、取引ガイド254スライドをご確認ください。 約定結果に関しては、オフライン枠以外の入札と同様に需給調整市場システムにより取引会員へ通知を行います。 需給調整市場システムにおける確認方法は、今後配布予定の操作手順書等をご確認ください。送配電網協議会HPにおける確認方法は、準備ができ次第、送配電網協議会HP内にてお知らせいたします。
11	取引ガイド (案)	74-75スライド	確認	P74の4ポツ目（ただし～）とP75の3ポツ目（ただし～）は、取引規程第24条(P41)の修正を反映したものと認識していますが、記載ぶりが相違する理由（P74では三次②の省略が可能、P75では三次②および三次①の省略が可能）を教えてください。			ご指摘のとおり、取引ガイド75スライドの3ポツ目、4ポツ目で一部重複した記載となっております。 ご指摘を踏まえて記載振りについては取引ガイド74スライドの記載をもとに75スライドを修正いたします。
12	取引ガイド (案)	267スライド	確認	修正箇所「等」は、具体的に何を指しているか教えてください。			例えば発電販売計画においては、発電量調整供給契約における発電契約者が電力広域的運営推進機関に提出いたします。 取引会員と発電契約者が異なる場合もありますので「取引会員等」と記載させていただいております。
13	取引ガイド (案)	494スライド	確認	変更理由を教えてください。（記載ぶりを取引規程第41条等に統一したものであり、実務的な取り扱いに変更はない認識でよいか）			軽微な過失については禁止行為の対象外とさせていただくこととしております。 実務的な取り扱いについては変更ございません。
14	取引ガイド (案)	247スライド	意見	負荷設備を用いたDRリソースにおいては、負荷調整のため生産調整が伴っていることから数時間継続した負荷調整を実施することを前提に生産体制等を構築しているものもある。 そのようなリソースは、ブロック時間が30分単位となり短時間の負荷調整となった場合、1ブロックのみの落札リスクがあると、生産体制構築の手間等を鑑み応札を回避する可能性があると考えられる。 今回の要件（ブロック時間・応動時間）の見直しの趣旨が、多様なリソースの参入機会拡大を通じた応札量増加対策であると理解している。上述のようなリソースの参入機会を確保するため、ブロック約定（複数の連続コマで約定する仕組み）があることが参入リソース拡大の観点からは望ましいと思料するが如何か。			第39回需給調整市場検討小委 資料2において、需給調整市場での複数時間指定入札（ブロック入札）の導入に関しては、応札量や約定量への影響等もあり、応札不足（調達不足）を助長する可能性が否定できず、需給調整市場システムの改修についても2026年度以降の改修着手になり、導入は更に遅くなると想定されています。 上記を踏まえると、同時市場が導入された場合には、複数時間指定入札（ブロック入札）の活用時期は相当程度短くなると想定されること等を理由に基本的には導入を見送るものの、今後、大きな状況変化等があった場合には再度検討を行うことと整理されております。